

概要

遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する勉強会 <第2回>

- 1) 日 時；6月24日（水）15:30～17:30
- 2) 場 所；地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）セミナースペース
- 3) テー マ；原材料調達における生物多様性への配慮としての ABS
- 4) 登 壇 者；足立直樹（（株）レスポンスアビリティ 代表取締役）
二村 聡（（株）ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ 代表取締役）
- 5) 司 会；星野智子（（一社）環境パートナーシップ会議 副代表理事）
- 6) 議 事 録；

○ 登壇者プロフィール紹介

足立 直樹（あだち なおき）。株式会社レスポンスアビリティ代表取締役、企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）事務局長。大学院修了後、1995（平成7）年国立環境研究所に入所し、熱帯林研究に従事。マレーシア森林研究所（FRIM）勤務の後、コンサルタントとして独立。多くの先進企業に対し、持続可能な社会を構成する持続可能な企業になるための変革を支援している。特に原材料のリスク管理を目的とする生物多様性の保全や、CSR 調達・サプライチェーンマネジメントを専門とする。欧州とアジアの CSR の動向にも詳しい。環境省名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会委員ほか。

○ 講演「原材料調達の国際潮流」<足立代表>

原材料調達全般について、国際的に見て生物資源の需要は増えており、アクセスは今までどおりにはいなくなってきたこと、国際的な動きをきちんと理解しておかないとビジネスが続けられなくなること、特に遺伝資源については、利益配分でどれだけお金を払うかという話になりがちであるが、いかに自分たちが遺伝資源にアクセスできるかが重要であることについてお話しいただきました。

また、調達リスクについて、木材や紙、パームオイル、水産物などの具体例を挙げながら、投資家は、企業が安定的に原材料を調達できるかどうかにも気にしており、そこにリスクを感じれば、最悪の場合、投資が止まるリスクがあることについても紹介いただきました。こうした調達リスクに対応するため、認証制度を使うことや、原材料の生産者等を支援していることが重要であること、また、これらの取組を進めるにあたって 2020 年は一つの契機で、国連が提唱する「持続可能な生産と消費」や、生物多様性の愛知目標、東京オリンピックがあり、調達についての考え方をシフトするチャンスであるとお話しいただきました。

○ 登壇者プロフィール紹介

二村 聡（にむら さとし）。大学卒業後、1994（平成6）年にマレーシアで「Nimura Forest Lab.」を設立。2000（平成12）年に同社の事業を一部継承する形で株式会社ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ（日本法人）と100%子会社 Nimura Genetic Solutions (M) Sdn. Bhd.（マレーシア法人）を設立。現在は東京を拠点にアジアのみならず、アフリカなど世界各地に進出。2015（平成27）年5月にはアフリカのレソトで遺伝資源の利用契約を結んだ。環境省名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会委員。

○ 講演「遺伝資源取得の現場からの報告」<二村社長>

マレーシアで遺伝資源の取得実績を積むうちに、ブータンからも声がかかるようになったことがあり、きちんとした仕事をするとよい連鎖が生まれ、他の地域でも遺伝資源にアクセスできるようになるとお話いただきました。特に、遺伝資源の提供国と合意するためには、相手が何を求めているのか、何をしたら腹を立てるのか、国ごとにしっかりリサーチすることが重要であること、ABS や CBD に関する窓口（フォーカルポイント）を把握し、協力してもらえるような提案をしていくこと等、遺伝資源取得の現場での経験から得られたノウハウについてもご紹介いただきました。

○ 質疑応答

会場からの意見・質問に対して、足立代表と二村社長から回答いただきました。主なものを紹介します。

Q：国際 NGO との付き合い方について、有力な NGO の発言はかなりの影響力があり、企業のレピュテーションに関わる。一方で、国際 NGO の情報の中には間違っただけのものもある。そういう不良情報を正すということではできないか、またそういう試みをしているところはあるか。

A：企業が集まって NGO に対して反対キャンペーンをしているというのは聞いたことはない。コストパフォーマンスもよいとは思えない。海外では NGO の方が圧倒的に信用度が高い中、敢えて NGO に反対していくのはよい戦略とは思えない。NGO の主張やその情報の妥当性は支持を集めているが、その情報が誤っていれば当然、支持を失っていく。正攻法で対応するしかない。どちらの情報がまっとうなのかはオーディエンスが判断すること。A：NGO はできるだけ味方につけるべき。感情的にならずに客観的な数字などで話し合うことも大事。理解が深まれば、NGO のネットワーク内で共有され信頼を獲得できる。企業がスクラムを組むというのはネガティブな印象を与えると思う。

Q：新規品目の開発では研究と調達が発生し、ABS と原料調達がリンクするがどのように交渉すべきか。研究開発と調達は一緒に交渉すべきか。

A：時間的なプロセスが異なるので別になるのではない。遺伝資源の開発に関してはまず許可が必要。研究の結果どうなるかはその時点ではわからないが結果として調達となった場合にも、原材料をそのまま使うのかそこから得られた情報だけが必要なのか違ってくる。

A：ケースによっては同時進行もあるかもしれない。研究に入る前に何があるかわかっているれば研究目的の許可と同時に調達のための許可をとることも可能だろう。たとえば花とその種など。

Q：生息・繁殖地が複数の国にまたがっている場合でも、一つの国と契約を結ぶことになると思うが、他の国の遺伝資源に関する考え方が異なる場合、どのように対処すべきか。

A：経験的には薬用植物が複数の国にまたがって群生しているような場合、取得する国に許可をとれば他の国の許可をとらなくてよいと思う。すべての関係国を洗い出してまで許可を取るとするのは現実的ではない。

Q：資源提供国の名古屋議定書への対応にはばらつきがあり、利用国は心配している。今後、提供国側の情報が提供され全体として方向性はまとまっていくか、資源保有国が要求の度合いをあげていくようなことも考えられるか。

A：生物多様性条約が発効した直後にフィリピンが厳しい大統領令を出した。周辺国間には「よくやった」というムードがあったが、結果的に、大学や企業が撤退していった。周辺国はやりすぎと見たがそのような形で相場観ができていった。めちゃくちゃなものにはならないと思うが、すべての国が同じような温度間でまとまるとも思えない。地域ごとの特徴が出てくると思う。

Q：遺伝資源の取引量とはどのくらいなのか。区分ごとの取引量のデータはあるか。

A：具体的な数字はない。COP9（2008年）の時にシェルが配布していた情報は研究開発だけであったが総取引額は5億円であった。今は増えているかもしれない。印象としては健康食品の取引のほうが医薬品の取引より多いのではないかと感じている。

A：健康食品や機能性食品は一般的な食品と異なりプラスアルファの部分があるから遺伝資源とみられる可能性が高いと思う。

Q：フランスのように先進国でもアクセス規制をはじめている国があるが、途上国はどのようにみているか。また、企業だけでなく大学など研究者にとってのABSも重要であるが、非営利目的と営利目的のアクセスの違いについてはどのようにみられているか。

A：COP12でのフランスのサイドイベントには途上国から大勢参加していた。同じ土俵で話ができると感じていたのではないかと。また非商業的と商業的な利用に対して提供国側には大きな意識の違いがあり、非商業的な利用に対する理解は高い。手続きは同じでも許可要件や判断スピードが速いという現状がある。研究が進まなくなるという心配があるかもし

れないが、提供国側もそのことを配慮していると思う。

Q：企業のバックアップがあっても、学術目的を前面に出して研究許可をとればハードルは低くなるか。

A：戦略としてはあると思うが、商品化や特許取得の時点で商業化のための許可をとらなければならない。あらかじめ契約をする際に説明しておくか、実際に商品価値が見つかったから条件交渉していくのと、どちらが経営にとって良いかという判断は必要。後者については、投資家はリスクがあり過ぎるので認めないのではないか。

Q：国内措置で規制がどう関わってくるかが気になっている。出所などの情報がない試薬を使っている場合に違反と指摘されるようなケースも起きている。注意をしているにもかかわらずコンプライアンス違反が起きてしまうことがあるのではないか。

A：国内措置に関しては、企業からどういう措置が運用しやすいのか、ネガティブな影響を受けないかについて政府に伝える必要があるのではないか。まだ議論できる状況にはなっていないとは思いますが。名古屋議定書を締結したら大変なことになるのではという意見も出ているが、すでにそのステージではない。途上国との交渉の結果ではなく日本としてのロジックを組んで説得力のある国内措置を作るべき。

A：原則論として、素性のしれない原材料を使う企業がなりたっていくということ自体が議定書の趣旨から外れるのではないか。淘汰が進んでいこう。トレーサビリティを出してもらい精査する必要がある。

以上